

新

旧

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例（素案）

所沢市土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、土砂の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、土砂の堆積による土壌の汚染を防止し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂の堆積 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第2条第2号（盛土部分の面積が500平方メートルを超えるものに限る。）に規定する宅地造成及び同条第4号に規定する土石の堆積をいう。

(2) 略

（市の責務）

第3条 市は、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。

（土砂の堆積を行う者の責務）

第4条 土砂の堆積を行う者は、土砂の堆積による土壌の汚染を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、土砂の堆積を行う土地の周辺的生活環境の保全に配慮しなければならない。

所沢市土砂の堆積の規制に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、土砂の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂の堆積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。

(2) 略

（市の責務）

第3条 市は、無秩序な土砂の堆積を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂の堆積を監視する体制の整備に努めるものとする。

（土砂の堆積を行う者の責務）

第4条 土砂の堆積を行う者は、その堆積に係る土砂の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂の堆積を行う土地の周辺的生活環境の保全に配慮しなければならない。

（土砂の堆積の許可）

第5条 土砂の堆積を行おうとする者は、土砂の堆積に係る土地の区域ごとに土砂の堆積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂の堆積については、この限りでない。

(1) 土砂の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満又

は3,000平方メートル以上の土砂の堆積

- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの
- (4) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂の堆積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積
- (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積
- (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積
- (7) その他無秩序な土砂の堆積のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積

2 前項の土砂の堆積に関する計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂の堆積の目的
- (4) 土砂の堆積に係る工事の元請負人（計画を定める者から直接工事を請け負った者をいう。）
- (5) 最大堆積時において土砂の堆積に用いる土砂の数量
- (6) 最大堆積時における土地の形状
- (7) 土砂の堆積の完了時における土地の形状
- (8) 周囲の生活環境の保全のための方策
- (9) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (10) 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の防止のためにとる措置
- (11) 土砂の堆積を行う期間
- (12) その他規則で定める事項

3 第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係る土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（住民への周知）

第6条 前条第1項の規定による許可の申請をした者は、その概要を当該申請に係る土砂の堆積に係る土地の区域の周辺の住民に周知させるよう努めるものとする。

(許可の基準等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による許可の申請があった場合において、土砂の堆積に関する計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂の堆積の完了時及び最大堆積時において堆積する土砂の高さ及びのり面の勾配
- (2) 排水施設、擁壁その他の施設
- (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置

2 市長は、第5条第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 土砂の堆積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合
- (2) 土砂の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合

3 市長は、第5条第1項の規定による許可には、夜間における土砂の堆積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。

(変更の許可)

第8条 第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項第2号から第10号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可の場合に準用する。

(変更の届出)

(土壌基準の遵守)

第5条 土砂の堆積を行う者（次条の規定により届出を行うべき者に限る。以下第7条から第10条までにおいて同じ。）は、堆積する土砂の有害物質による汚染の状態について、規則で定める基準（以下「土壌基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、規則の定めるところにより、土砂の堆積の場所、方法等からみて当該土砂が有害物質による人の健康に係る被害を生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けたときは、この限りでない。

(着手の届出)

第6条 土砂の堆積を行う者は、土砂の堆積に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル未満である土砂の堆積に着手したときは、次の各号に該当するものを除き、当該土砂の堆積に着手した日から起算して10日以内に規則に定めるところにより市長に届け出なければな

第9条 許可事業者は、当該許可に係る第5条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第10条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により、第5条第1項又は第8条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第5条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂の堆積に着手しなかったとき。
- (3) 第5条第1項の許可に係る土砂の堆積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂の堆積を行っていないとき。
- (4) 第7条第1項の基準に適合しない土砂の堆積を行ったとき。
- (5) 第7条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
- (6) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けないで土砂の堆積を行ったとき。
- (7) 第18条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。

(土壌基準の遵守)

第11条 許可事業者は、土砂の堆積を行うときは、堆積する土砂の有害物質による汚染の状態について、規則で定める基準（以下「土壌基準」という。）を遵守しなければならない。ただし、規則の定めるところにより、土砂の堆積の場所、方法等からみて当該土砂が有害物質による人の健康に係る被害を生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けたときは、この限りでない。

らない。

- (1) 法第12条第1項ただし書の政令で定める工事に係る土砂の堆積
- (2) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積
- (3) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるもの

(関係書類の閲覧)

第7条 土砂の堆積を行う者は、規則の定めるところにより、前条の規定による届出に係る土砂の堆積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(堆積に係る土地の汚染調査)

(標識の掲示)

第12条 許可事業者は、当該許可に係る土砂の堆積を行っている間、当該土砂の堆積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第13条 許可事業者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る土砂の堆積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手の届出)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂の堆積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第15条 許可事業者は、当該許可に係る土砂の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 土砂の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
- (4) 当該各期間内に搬入した土砂の採取場所及び当該採取場所ごとの数量

2 前項の規定による届出には、土砂の採取場所を証明する書類及び規則で定める書類を添付しなければならない。

(堆積に係る土地の汚染調査)

第8条 土砂の堆積を行う者は、当該土砂の堆積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を調査した日から起算して30日以内に、市長に届け出なければならない。ただし、第5条ただし書の確認を受けたときは、この限りでない。

(完了等の届出)

第9条 土砂の堆積を行う者は、第6条の規定による届出に係る土砂の堆積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該土砂の堆積を廃止した場合も、同様とする。

(措置命令)

第10条

市長は、土砂の堆積を行う者が土壌基準を遵守していないと認める場合（第5条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該土砂の堆積を行う者に対し、直ちに当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第5条ただし書の確認を受けた土砂の堆積を行う者が、その後の事情により、当該確認に係る土砂の堆積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該土砂の堆積を行う者に対し、当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第16条 許可事業者は、当該土砂の堆積に係る土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、第11条ただし書の確認を受けたときは、この限りでない。

(完了等の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂の堆積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該土砂の堆積を廃止した場合も、同様とする。

(措置命令)

第18条 市長は、許可事業者が当該許可（第8条第1項の許可を受けた者にあつては、その許可）を受けた土砂の堆積に関する計画に従って土砂の堆積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第5条第1項又は第8条第1項の規定に違反して土砂の堆積を行った者（当該土砂の堆積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂の堆積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂の堆積の中止を命じ、又は、期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認める場合（第11条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第11条ただし書の確認を受けた許可事業者が、その後の事情により、当該確認に係る土砂の堆積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者等に対する勧告)

第11条 市長は、土砂の堆積が行われた土地において、堆積した土砂の有害物質により人の健康に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、人の健康に係る被害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 略

(報告の徴収)

第12条 略

(立入検査)

第13条 略

(委任)

第14条 略

(罰則)

第15条 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第13条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第17条 第6条又は第9条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の

(土地所有者等に対する勧告)

第19条 市長は、土砂の堆積が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 略

(報告の徴収)

第20条 略

(立入検査)

第21条 略

(委任)

第22条 略

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項又は第8条第1項の規定に違反して土砂の堆積を行った者
- (2) 第18条第2項の規定による命令に違反した者

第24条 第18条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の規定に違反して標識を掲示しなかった者
- (2) 第15条第1項又は第16条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第20条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 第21条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第26条 第9条、第14条又は第17条の規定に違反して届出をせ

届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

ず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第23条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。